

■「今こそ鹿児島の旅 第3弾」該当の旅行商品を利用される方全員分の本人確認書類をご提出ください。

※身分証を持たないお子様は母子手帳や保険証で確認いたしますのでご準備をお願いします。

※ご提示いただけない場合、「今こそ鹿児島の旅 第3弾」の補助・地域クーポンは受けられません。

【本人確認書類として認められるものの例】

本人確認書類	ご注意事項
・運転免許証 ・運転経歴証明書 (顔写真あり)	住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。(運転経歴証明書は、平成24年4月1日以降に交付されたものに限りです。)
・パスポート (日本国旅券)	現住所が記載されているものであることが必要です。
・健康保険証	現住所が記載されているものであることが必要です。
・個人番号カード (顔写真あり)	現住所が記載されているものであることが必要です。(顔写真なしの個人番号カード、個人番号通知カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせでご提示ください。)
・住民基本台帳カード (顔写真あり)	住所の変更がある場合は、現住所が記載されている裏面もご提示ください。 (顔写真なしの住民基本台帳カードの場合は、必ず補助書類を組み合わせでご提示ください。)
・外国人登録証明書 ・在留カード ・特別永住者証明書	現住所が記載されているものであることが必要です。また、変更の記載がある場合は、変更内容が記載されている裏面もご提示ください。日本国籍をお持ちでない方で、在留期限がある方がお申込みをされる場合には、在留期限が確認できる書類が必要です。
・住民票の写し (個人番号の記載がないもの) ・印鑑登録証明書	現住所が記載された発行日から3か月以内のものに限りです。
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	氏名・住所・生年月日が記載されている面をご提示ください。写真貼付欄があるものについては、写真貼り付けのものをご提示ください。
・顔写真付きの公的証明書類	(例) 写真ありの中学・高校・大学・専修大学等の学生証氏名・住所が記載されているものであることが必要です。
・各種年金手帳 ・母子手帳 官公庁から発行または発給された書類で、氏名・住所及び生年月日の記載があるもの	母子健康手帳は、母及び子の証明書類として使用できます。また、子の場合は出産届出済証明のある手帳に限りです。